

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により教育委員会教育長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和6年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A－B－C
県有施設における拾得物の取扱いについて	6	0	6	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年5月14日に教育委員会教育長から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置（指摘事項）

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
各務原西高等学校	拾得者から交付を受けた現金について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、遺失者から返還の申し出がないものについて義援金等として寄附していたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、遺失物法等について十分に理解しておらず、また校内においても、拾得物についての取扱いを定めていなかったため義援金として寄附を行ったものである。 監査結果を踏まえて教育総務課において新たに制定された「高等学校及び特別支援学校における遺失物取扱要領」（令和7年4月1日施行）を職員に周知した。 今後は、同要領に基づき拾得物を適正に処理する。
本巣松陽高等学校		本事案は、遺失者から返還の申し出がない現金について、取扱要領等を定めておらず、また、遺失物法等について十分に理解していなかったため義援金等として寄附を行ったものである。 監査結果を踏まえて教育総務課において新たに制定された「高等学校及び特別支援学校における遺失物取扱要領」（令和7年4月1日施行）を職員に周知した。 今後は、同要領に基づき拾得物を適正に処理する。

郡上高等学校	本事案は、遺失物法等について十分理解していなかったこと、また、拾得物についての取扱要領等を定めていなかったため、警察署に届出することなく、寄附を行ったものである。 監査結果を踏まえて教育総務課において新たに制定された「高等学校及び特別支援学校における遺失物取扱要領」（令和7年4月1日施行）を職員に周知した。 今後は、同要領に則って拾得物を適正に取り扱う。
中津高等学校	本事案は、施設内で落とし物として生徒から届け出のあった現金について、遺失物法等の関係法令に対する理解が十分でなかったこと、また、拾得物についての取扱要領等を定めていなかったため、警察署に届出をすることなく、寄附を行ったものである。 監査での指摘を受けて、学校施設内の拾得物は速やかに警察署に届出することを職員間で共有した。 今後は、監査結果を踏まえて教育総務課において新たに制定された「高等学校及び特別支援学校における遺失物取扱要領」（令和7年4月1日施行）に基づき、拾得物を適正に処理する。
益田清風高等学校	本事案は、遺失物法等について十分理解していなかったこと、また、拾得物についての取扱要綱等を定めていなかったため、拾得者から学校に交付され遺失者が判明しないものを警察署長へ提出せず、取扱いを誤ったものである。 監査結果を踏まえて教育総務課において新たに制定された「高等学校及び特別支援学校における遺失物取扱要領」（令和7年4月1日施行）を職員に周知した。 今後は、同取扱要領を遵守し、拾得物の適正な取扱いに努める。

3 行政監査の結果に基づき講じた措置（検討事項）

教育委員会

教育総務課	県立学校における拾得物の取扱いにおいて、事務手続を統一的に定めた取扱要領等が整備されておらず、また、独自に取扱要領等の手続を定めていても、遺失物法等に沿った取扱いが行われていないなど、拾得物の適正な取扱いに対する理解や認識が必ずしも十分とは言えない状況であった。 ついては、拾得者から交付を受けた拾得物を、遺失者へ返還、又は警察署長に提出するまでの間、適正に管理できるよう記録簿等を作成するとともに、遺失者から返還の申し出がない拾得物を警察署長へ提出するための期限を設けるなど、拾得物の適正な取扱いを定めた取扱要領等を整備し、適正に運用するように指導されたい。	教育委員会では、拾得物の取扱いに係る事務手続を統一的に定めた取扱要領等を整備しておらず、県立学校に対し、具体的な指示等が行われていなかったものである。 監査結果を踏まえて、拾得物の適正な取扱いを定めた「高等学校及び特別支援学校における遺失物取扱要領」（令和7年3月21日教総第822号発出）を制定し、令和7年4月1日から施行した。 また、県立学校事務（部）長会を通して、同要領の適正な運用について周知・指導を行った。 今後も適宜、指導を行い、要領の適正な運用に努める。
-------	--	--